

# 注目1 北本市議会議長に滝瀬光一さん、副議長に今関公美さんが選任されました

☎ 議会事務局 (☎ 594-5560)

一般選挙後、初めての臨時議会が5月18日に開かれ、市長提出議案7議案が原案可決・承認・同意されました。また、正・副議長選挙、各常任委員および議会運営委員の選任が行われました。

正・副議長選挙の結果、新しい議長に滝瀬光一さんが、副議長に今関公美さんがそれぞれ選出されました。なお、監査委員には島野和夫さんが選任されました。

## 各常任委員および議会運営委員 (敬称略、正・副委員長以外は議席順、◎委員長、○副委員長)

- 総務文教常任委員会 ◎諏訪幸男 ○青野康子 大嶋達巳 湯沢美恵 今関公美 島野和夫 滝瀬光一
- 健康福祉常任委員会 ◎金森すみ子 ○永井司 斉藤章 桜井卓 中村洋子 現王園孝昭
- 建設経済常任委員会 ◎村田裕子 ○高橋誠 毛呂一夫 小久保博雅 工藤日出夫 保角美代 岡村有正
- 予算決算常任委員会 ◎現王園孝昭 ○小久保博雅 金森すみ子 毛呂一夫 斉藤章 永井司 青野康子 高橋誠 工藤日出夫 大嶋達巳 村田裕子 桜井卓 保角美代 諏訪幸男 岡村有正 湯沢美恵 中村洋子 今関公美 島野和夫
- 議会運営委員会 ◎岡村有正 ○桜井卓 金森すみ子 保角美代 諏訪幸男 湯沢美恵

## 正副議長就任にあたって



北本市議会 議長 滝瀬 光一



副議長 今関 公美

市民の皆様には日ごろより、市政並びに議会運営に関しまして御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。私たちは、このたび令和5年第1回北本市議会臨時会におきまして、議長、副議長に就任いたしました。

住民を代表する議事機関である市議会には、二元代表制の一翼として、住民の信託に応え、市民の意思を的確に市政に反映させる責務があります。また、自由かつ充実した討議を行い、立法機能や監視機能などを

十分発揮することにより、言論の府である議会の役割や責務を全うする使命が課せられています。これらを踏まえ、市議会としては、北本市議会基本条例に則って、公平・公正で円滑な議会運営に努めてまいります。

また、議会活動の情報発信や市民参画を推進して市民に信頼される開かれた議会の実現を図り、市民福祉の向上および市政の発展に全力を尽くしてまいります。

今後とも、皆様の一層の御支援と御協力をお願い申し上げます。議長、副議長就任の挨拶とさせていただきます。

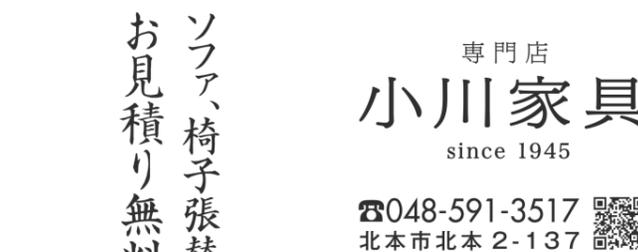
### 第37回議会報告会を開催します

- 時 7月29日(土) 9:30~11:30
- 場 中丸公民館
- 内 第1部 令和5年第2回定例会について 第2部 意見交換会

〈広告〉



Before



After

ソファ、椅子張替え  
お見積り無料。

専門店  
**小川家具**  
since 1945

☎048-591-3517  
北本市北本 2-137  
<http://www.ogawakagu.jp>

# 注目2 令和5年度住民税が非課税の皆さんに3万円を支給 (電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金)

☎ 共生福祉課地域共生担当 (☎ 590-5566) ※個人情報保護のため、電話ではお答えできない内容もあります。

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯)に対し、現金給付を行います。

対象世帯には、給付決定通知書(はがき)、または給付を受けるための「確認書」を郵送します。



市ホームページ

## 対象者 令和5年度住民税が非課税の世帯

- ・基準日(令和5年6月1日)時点で北本市に住民票があること
- ・世帯員全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯であること

## 支給額 3万円 / 1世帯あたり

昨年11月に支給した電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯5万円給付)の支給実績を活用し、迅速に支給します。

## 受給方法 6月下旬までに「給付決定通知書」が届いた世帯



→手続きは不要です。

令和4年11月支給の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯5万円給付)と同じ口座に7月21日(金)頃振り込みます。

## 7月上旬までに「確認書」が届いた世帯



→手続きが必要です。

「確認書」に必要事項を記入し、返送してください。

令和4年11月支給の電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯5万円給付)受給時から世帯状況が変わっている世帯、辞退した世帯、代理受給した世帯が対象です。

## 以下の人は対象者であっても「確認書」が届きません 受給には申請が必要です

### ■令和5年1月2日~6月1日に他市区町村から北本市へ転入した世帯

転入前の市区町村で、令和5年度住民税が非課税の世帯は支給対象です。

### ■所得を申告していない世帯

令和4年中の所得を申告していない人は、税申告をお願いします。税申告の結果、「非課税世帯」に該当すれば支給対象です。

### →申請書類を市に提出してください

期間 9月29日(金)まで

提出方法 共生福祉課地域共生担当 (〒364-8633 北本市本町1-111、☎590-5566)へ郵送または直接。

### 申請書類

- 申請書  本人確認書類
- 給付金の振込みを希望する口座確認書類
- 令和5年度住民税非課税証明書の写し(令和5年1月2日以降に北本市へ転入した人のみ)